

(学生・保護者向け)

障がいのある学生の修学支援について

障がい等により修学上、あるいは学生生活で困難のある学生に対し、学生本人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、「合理的配慮」のサポートを行っています。

学生生活を送る中で困難なことがある場合には、KIU サポートルームにご相談ください。

<合理的配慮について>

修学上の環境調整であり、学業成績などについての特別な配慮や単位取得・卒業を保証するものではありません

支援の実施までの流れ

(1)申し出・面談

申請場所:KIU サポートルーム(障がい学生支援室) 書類配布:KIU サポートルーム

支援室のコーディネーターが、現在困っていることや希望する支援の内容についてお話を伺います

(2)支援申請

合理的配慮申請書・根拠となる資料の提出をしてください。詳細については、面接時にご案内します。

【提出書類】

- ① 【書類1】合理的配慮申請書
- ② 【書類2】希望する配慮内容(学生自筆)
- ③ 【書類3】添付書類(根拠となる資料:障がい者手帳や診断書)の準備
- ④ 【書類4】個人情報の取り扱いに関する同意書

(3)支援内容についての審議・決定、関係者への連絡

教職員や関係部署で協議し、具体的な支援内容を決定します。

※支援室より、決定された配慮内容について、講義担当者へ連絡

【主な連絡資料】「合理的配慮申請のあった学生への対応について(お願い)」

(4)支援の実施

学生本人が希望する授業等において、支援を実施します。

※講義を受講する中で、配慮内容等について質問や相談があれば、
講義担当者と話しあうことができます

(授業担当者との相談が事情により難しい場合には、支援室まで
ご相談ください)

(5)フォローアップ

定期的に面談の機会を設け、状況の確認や支援内容の振りかえりを行います。

※支援室から新年度開始前、後期授業開始前に学生へ連絡します